

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正等取消請求上告事件
国側当事者・国

平成21年9月15日棄却・確定

（第一審・名古屋地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年10月30日判決、本資料
258号－206・順号11064）

（控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成21年5月8日判決、本資料25
9号－84・順号11197）

決 定

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	三宅 信幸
被上告人	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所
定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は
事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当し
ない。

平成21年9月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀籠 幸男

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴